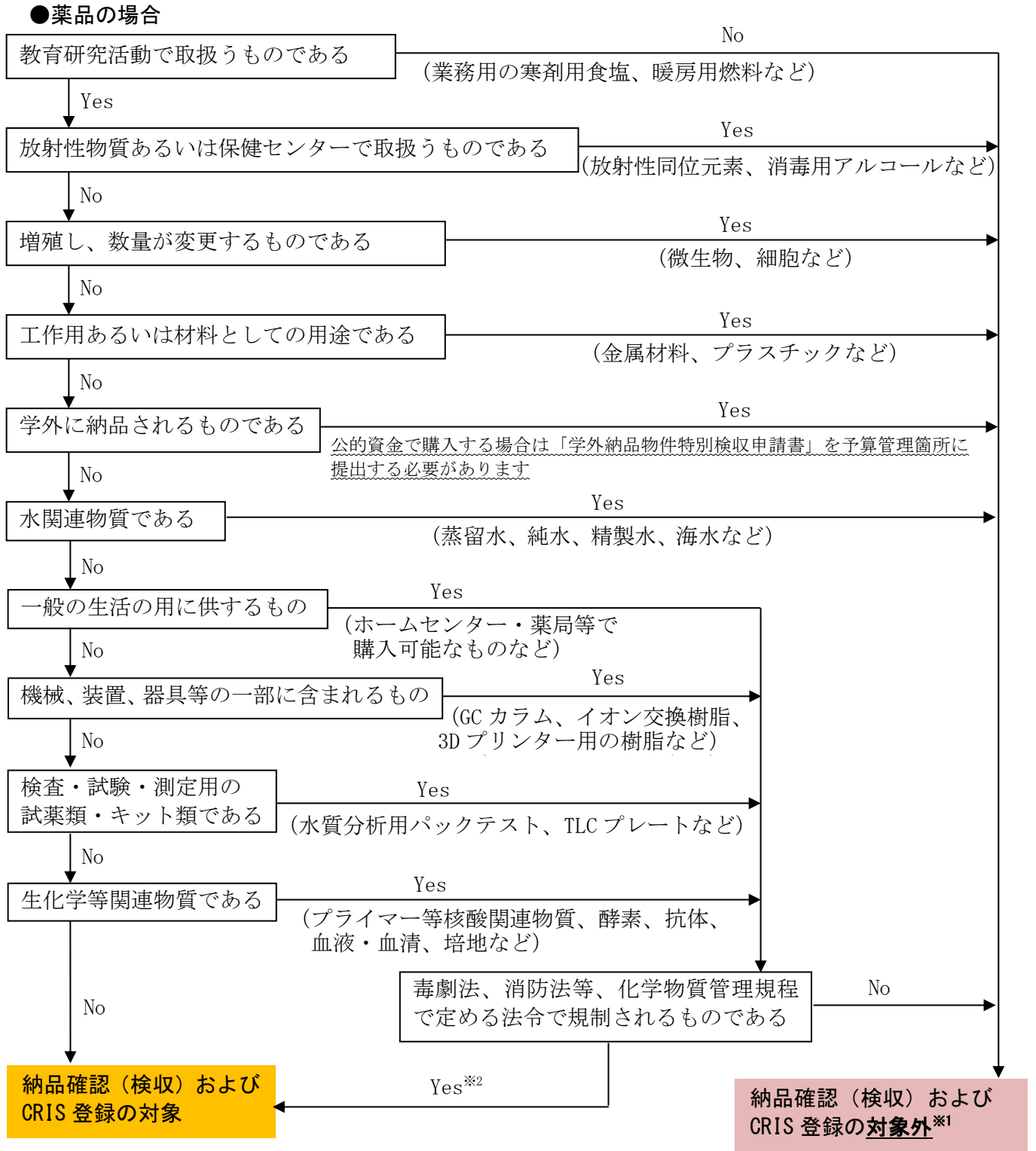


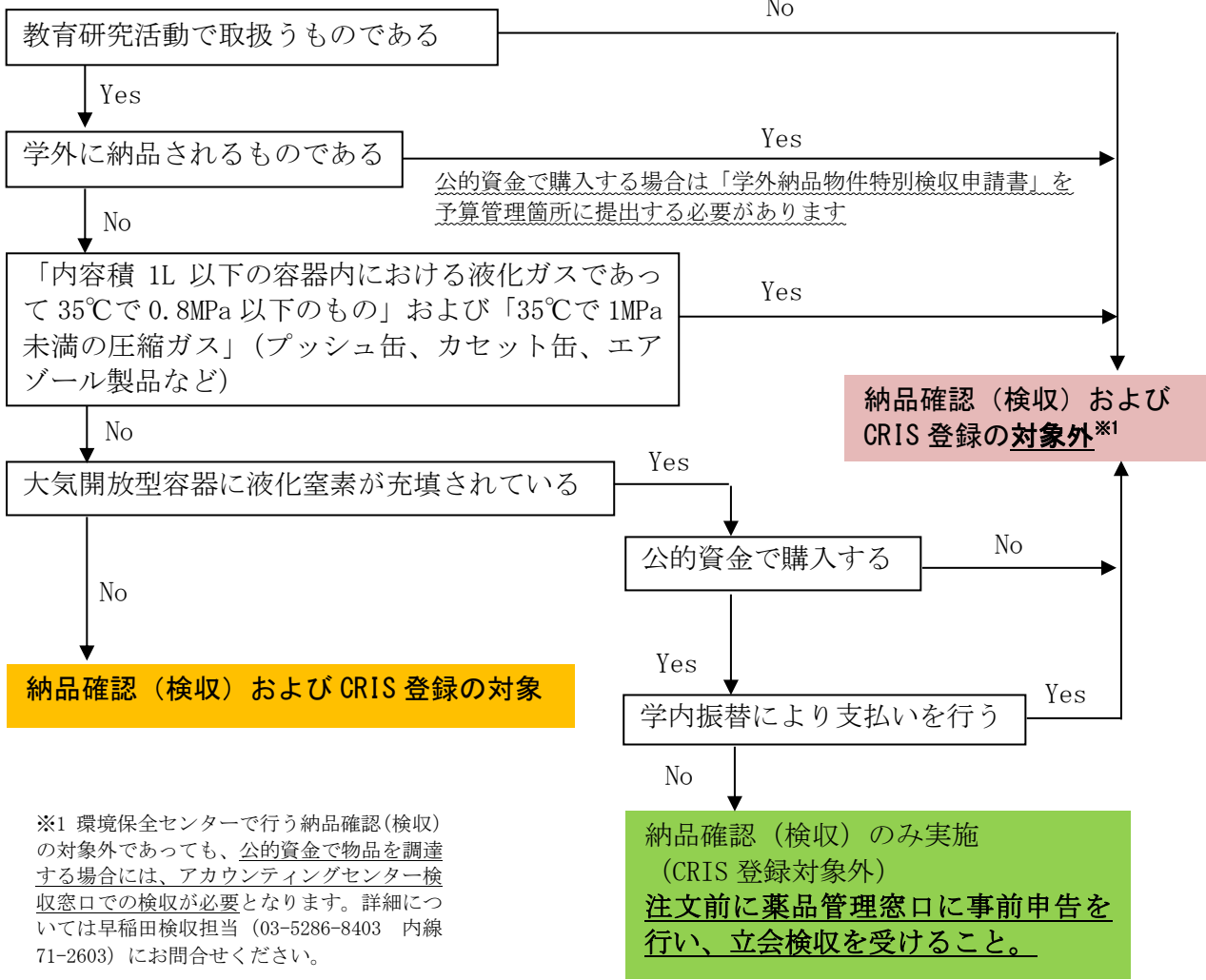
CRIS 登録対象物質に関するフローチャート



※1 環境保全センターで行う納品確認（検収）の対象外であっても、公的資金で物品を調達する場合には、アカウンティングセンター検収窓口での検収が必要となります。詳細については早稲田検収担当（03-5286-8403、内線 71-2603）にお問合せください。

※2 医薬用外毒物および医薬用外劇物の表示があるものは全て Yes となります。それ以外のもので通常的使用方法によりユーザーに危害が及ぶ恐れがないもの（3Dプリンター用の樹脂、プライマー、乾燥用シリカゲル、メンブレンフィルターなど）は No とします。判断に迷う場合は、環境保全センターへお問合せください。（03-5286-3089、内線 73-6202）

●圧縮ガスまたは液化ガスの場合



●ドライアイスの場合

